

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定申請等の手続について（訪問看護用）

R3.4

1 申請書類等提出場所（郵送可）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県福祉保健部健康増進課（TEL 055-223-1495）

2 新規申請手続

※H30.10.1 から「役員の氏名、生年月日及び住所」については提出不要となり、申請書等の様式も変更となりました。

■提出書類

- (1) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（変更）申請書（指定訪問看護事業者等）
第13号様式
- (2) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保健法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保健法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙）
- (3) 職員の勤務体制及び勤務形態に関する一覧表 任意様式
職種、常勤・非常勤の別、非常勤の勤務条件が明確となる一覧表であること。
- (4) 自立支援医療の対象となる訪問看護の実施状況 任意様式
訪問看護の具体的内容及び実施対象者数、実施回数を明記すること。人／月、回／月
- (5) 訪問看護ステーションの運営規定等の写し
訪問看護ステーションの運営内容が具体的に記載されているもの。
- (6) 健康保険法による指定訪問看護事業者、介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定に係る指令書の写し
- (7) 施設の平面図等
- (8) 管理者の経歴書 任意様式
- (9) その他必要と認める書類

■事務処理期間

申請書類を受理後、審査した上で、指定します。審査に時間がかかりますので、毎月20日（20日が休日の場合その前日）までに申請書類を提出してください。

指定年月日は書類提出日の翌月初日を原則とします。

書類に不備や、疑義がある場合、決定が遅れることがあります。

■指定期間

指定期間は、指定日より6年間です。

3 更新手続

指定については、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項）。更新を希望する場合は、指定期間の最終日の1か月前までに更新の申請を行ってください。

■提出書類

- (1) 指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定（更新）申請書（指定訪問看護事業者等）
第21号様式
- (2) その他必要と認める書類

4 変更手続等

■指定自立支援医療機関の変更

次に掲げる事項に変更があった場合には第4号様式により届け出ること。

- ・ 指定訪問看護事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 指定訪問看護ステーションの名称及び所在地
- ・ 指定訪問看護事業者等である旨
- ・ 指定訪問看護ステーション等において指定訪問看護、訪問看護に係る指定居宅サービス又は指定介護予防サービスに従事する職員の定数

■指定自立支援医療機関の休止、廃止、再開

次に掲げる事項に変更があった場合には第14号様式により届け出ること。

- ・ 指定医療機関の業務を休止し、廃止し、又は再開したとき。
- ・ 関係法令による処分を受けたとき。

■指定自立支援医療機関の辞退

指定医療機関の指定を辞退するときには、第15号様式により届け出ること。